

総務常任委員会 静岡県浜松市視察概要

浜松市は、行財政改革推進審議会からの提言により徴収一元化にむかうこととなった。それまで、法律関係が複雑でわかりにくいことや債権の違いをはっきり認識できていないこと、また本業の片手間で回収業務を行っており実務に精通していなかったことなどが一元化の理由であった。

平成 19 年 4 月に債権回収対策課（現在の収納対策課）が立ちあげられ、滞納者の重複などに対して効率的に徴収できることとなったが、私債権については、相手方の時効の援用を要するために消滅せず、行方不明などの徴収できないようなものでも残り続ける状況にあった。このため、全ての債権に対して統一された基準で管理するための条例が必要となり、浜松市債権管理条例の制定を平成 19 年 12 月に行った。

債権管理条例では、市税と公課（国民健康保険料・保育所保育費負担金・下水道使用料）、その他の債権（水道料・市営住宅使用料・学校給食費）の 3 つに分類し、第 12 条において、自力執行権のない債権のうち、債権放棄した場合の議会への報告について規定しているのが特徴である。

収納対策課では、市税・国民健康保険料の重複事案に限って、一元徴収をしている。それ以外の債権については、各債権所管課が担当している。収納対策課では、滞納初期・中期（市税現年分、市税滞納繰越 50 万円以下、市税の滞納に付随する国民健康保険料滞納繰越 70 万円以下）のものを対象とし、それを超えると収納対策課の特別滞納対策室での取り扱いとしている。また、国民健康保険料単独で 70 万円以下の滞納の場合は、国保年金課の所管としている。各債権所管課が所管している債権についても、移管の希望があるものについて、ヒアリングを行い、受け入れを決定する。ただし、この場合も 1 年間と期限を定めて、収納対策課で対応する。

移管のほか、徴収支援（同行）や債権放棄の妥当性を検討する委員会に諮るための事前相談などを受けている。債権回収対策会議では、財務部長を座長とし、税務担当部長のほか、滞納額が 100 万円以上であったり、収納対策課に移管している債権をもつ所管の課長が出席し、滞納状況、債権管理の状況、回収の目標設定と取り組みについて報告を受け、協議・検討をしている。

延滞金や債権放棄・不納欠損などの専門的な相談を受けるだけでなく、新任者を対象とした研修、全債権を対象とした債権管理に関する説明会、その他の債権を対象とした支払督促の実務研修なども主催している。

訴えの提起は、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号により、議会の議決が必要とされているが、同法第 180 条第 1 項で議決により特に指定したものは、市長の専決処分とすることができるとされている。浜松市では、債権回収の迅速化と効率化を図るため、訴訟物の価額が 300 万円以下の訴えの提起に関することについて、市長が専決処分できるものとしている。

総務常任委員会 埼玉県新座市視察概要

新座市は、人口が16万4千人、面積は22.78㎢である。特徴として、都心から近く交通の便が良いということもあり、転出入が多い。しかし、転出者よりも転入者が上回っており、今後も人口増の見通しである。

現在の庁舎は、竣工から約42年が経過しており、老朽化が顕著であった。平成23年度に耐震診断を行ったところ、震度6強から震度7程度の地震で倒壊または崩壊するという結果であったため、平成24年度から本庁舎の耐震化整備に向けた検討に着手することになった。また、ほかにも課題がいくつもあり、本庁舎の老朽化に対する大規模改修と庁舎の狭隘化に対して別棟を増築することを前提に、建替えとの比較検討を行った。すると、費用に大きい差はないにも関わらず、耐震補強・大規模改修の場合、鉄筋コンクリートの耐用年数の関係で、約20年後には建替えの必要があることがわかった。その後、約2年間の検討を経て、平成26年1月に建替えにより耐震化整備を図る方針を決定した。建替えの方針を受け、平成26年2月から新庁舎建設に向けた具体的な検討に着手、2月1日付で新庁舎建設準備室を設置、同日付けで市長、副市長、教育長、関係部長を構成員とする新庁舎建設推進本部を設置した。市議会では、新庁舎建設検討特別委員会が設置された。また、市民の皆様からの意見をもらうため、新庁舎建設市民検討会議を設置し、まずは新庁舎建設基本計画の策定に着手した。職員の意見を収集し、基本計画の素案を作成し、特別委員会、市民検討会議に示し、さまざまな意見をもらいながら決定した。

新庁舎の場所については、現庁舎と市民会館の間にある職員駐車場であった部分と市民会館駐車場の一部を使用して建設することとし、第二庁舎については平成9年に建設していることから、引き続き使用することとした。現本庁舎については、解体後、駐車場や駐輪場、バス停等を整備することとした。

設計者の選定については、公募型プロポーザル方式を採用し、平成26年9月に新庁舎建設基本設計・実施設計等業務委託契約を締結して、設計に着手した。その後、特別委員会、市民検討会議より意見をもらいながら、7ヶ月間検討を重ね、平成27年5月に基本設計を決定した。

基本設計の中には、配置計画、各フロアの平面計画、断面計画、立面計画、環境計画、防災・セキュリティ計画、ユニバーサルデザイン計画、構造計画、工事工程計画・概算事業費が示されており、それらの計画を基に平成30年1月に開庁する予定で工事を進めていくことになっている。新庁舎開庁に向けて、窓口サービスの改善や文書の保存方法の見直し等、ソフト面での課題も多く残されているが、訪れた全ての人に親しまれる安心で快適な庁舎を目指し、「チーム新座」で取り組んでいきたい。